

ることを定めたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明いたします。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十一号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第九 議案第十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本案につきましても、議案第十一号で御提案いたしました福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例同様に、平成三年十二期支給分の期末手当の支給割合を改正いたそうとするものと、昨年十二月

の特別職報酬等審議会の答申に基づきまして教育長の給料の月額を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容でございますが、教育長の給料につきましては、第二条中「六十万五千元」を三万六千元引き上げまして「六十四万一千円」に、率にいたしまして五・九五％の引き上げを行おうとするものでございます。

次に、第三条第二項中平成三年十二期の支給割合を「百分の二百六十」を「百分の二百七十」に、月数で二・六ヵ月を二・七ヵ月に改正いたそうとするものでございまして、年間支給率で五・三五ヵ月から五・四五ヵ月にいたそうとするもので、改正に伴う必要財源といたしましては七万二千元でございます。

次に附則でございますが、第一項、第二項におきまして改正条例の施行期日等を規定したもので、本条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。ただし、第二条の改正規定につきましては平成四年四月一日から施行いたそうとするものでございます。次に、第三項は期末手当の内払いを定めたもので、改正前の規定に基づいて教育長に支払われた期末手当は、改正後の規定によって支払われた期末手当の内払いであることを規定したものでございます。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明いたします。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○九番（林田 武君） 内容については特にないのですけれども、この数字の書き方でちょっとお伺いしたいのですが、教育委員会のところだけ六十万と万千が入るのですけれども、これは条例でやはり統一した方がいいんじゃないかと思うのですけれども、ちょっと理由をお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。この数字等の条例上の規定でございますが、別表等に数字を記載する場合、あるいは本条例に記載する場合、それぞれ記載の方法が若干違っております。この教育長の関係につきましては別表ではなくて本条例の中に記載していると、そういうふうなことで、

こうした数字を使わせていただいていると、そういう状況でございます。以上でございます。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十二号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 日程第十 議案第十三号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十三号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、本議案の提案理由でございますが、福生市職員の旅費につきましては平成二年四月から一部を改正させていただいておりますが、その後据え置いておりますので、日当及び宿泊料につきまして実態に合った額に改正いたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明を申し上げます。本条例第三条の別表第一の内国旅行における日当でございますが、市長、助役、収入役の宿泊を伴わないときの日当を一日につき現行「一、四〇〇円」を百円引き上げまして「一、五〇〇円」に、宿泊を伴う場合の日当を一日につき現行「二、〇〇〇円」を千五百円引き上げまして「三、五〇〇円」に、宿泊料につきましては一夜につき現行「一三、〇〇〇円」を二千円引き上げまして「一五、〇〇〇円」に改正しようとするものでございます。

次に、二等級以上の職務にある職員については、宿泊を伴わない日当は一日につき現行「一、一〇〇円」を百円引き上げまして「一、二〇〇円」に、また宿泊を伴うとき、一日につき現行「一、六〇〇円」を七百元引き上げまして「二、三〇〇円」に、三等級以下の職務にある職員についての宿泊を伴わない日当は一日につき現行「九〇〇円」を百円引き上げまして「一、〇〇〇円」に、宿泊を伴う場合には一日につき現行「一、三〇〇円」を六百円引き上げまして「一、九〇〇円」にそれぞれ改めようとするものでございます。

次に、一般職の職員の宿泊料につきましては、一夜につき現行「一二、〇〇〇円」を一千五百円引き上げまして「一三、五〇〇円」に改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、第一項におきましては施行期日を定めたもので、この条例は平成四年四月一日から施行いたそうとするもので、第二項及び第三項は経過措置を定めたもので、改正後の条例の規定は施行日以後に完了する公務のための旅行から適用し、施行日前に完了した旅行はなお従前の例によるものでございます。また、施行日をはさんで出張する場合につきましては、施行日以後の期間に対応する分は新条例の規定を適用し、施行日前の区間に対応する分はなお従前の例によるもののでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十三号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星人君） 日程第十一 議案第十四号 福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十四号 福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。本議案につきましては、地方公務員災害補償法の改正により災害補償の内容について、常勤の職員の公務災害と均衡の取れた補償に整備しようとするものでございます。なお、非常勤の職員のうち議員につきましては、福生市は一部事務組合によって補償制度を実施しております。

それでは、その内容について御説明を申し上げます。まず、第一条につきましては条文の整備をし、公務上の災害は負傷、疾病が現行でございしますが、それに傷害に関する補償を新しく制度として定めたものでございます。

第二条第二号につきましては、船員保険法の改正により削除するものでございます。

同条第四号につきましては、「昭和四十一年東京都市町村消防団員等災害補償等組合条例第八号」の適用を受けるものとなっておりますものを、「昭和六十三年東京都市町村総合事務組合条例第十九号」に改めるもので、現状に合わせ改正をするものでございます。

第二条の二第二項の通勤の範囲についてのただし書きでございしますが、一部市規則に委任することと、条文整備をするものでございます。

第三条第一項につきましても条文整備をしたものでございます。

同条第三項につきましては、市長以外の実施期間が認定しようとするときに、市長に協議をすることを

新たに規定しようとするものでございます。

第四条第二項につきましては補償基礎額でございますが、改正前は市長が定める額と実施機関が定める額で定めておりましたが、改正後は報酬が日額で定められている場合と、同条第三号で日額以外の月額等で定められている場合と、報酬のない場合において、実施期間と市長が協議をして補償金額を決定することとしようとするものでございます。

第四条の二につきましては新たに加えるもので、傷病補償年金、傷害補償年金、または遺族補償年金について非常勤の職員が支給を受ける年度の四月一日を基準日として、年齢による最低限度額と最高限度額を定めて、それぞれの補償基礎額としていくものでございます。

同条第二項につきましては、市長が前項の補償基礎額を定めようとする場合には、自治大臣が年齢階層別に定める額との均衡を考慮して定めようとするものと規定しようとするものでございます。

第四条の三につきましては、休業補償を支給すべき事由が生じた日が療養開始後一年六ヵ月を経過した日以後である場合は、事由が生じた日の年度の四月一日にさかのぼり、そのときの年齢に応じ、最低限度、最高限度を設け、それぞれの額を補償基礎額としようとするものでございます。

同条第二項につきましては、市長が前項の補償基礎額を定める場合には、自治大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めようとするものでございます。

第七条については、休業補償の補償を行うことができない期間をただし書きで定めようとするもので、同条第一号では監獄、労役上に拘禁されている場合と、裁判の執行のため監置所に拘留されている場合と、同条第二号では少年院、その他教護院や婦人補導院に収容されている期間は休業補償の期間の対象から除こうとするものでございます。

第九条第二項については、条文整備と通勤による休業補償の制限について加えたものでございます。

第十三条の二につきましては、年金たる補償の額の精算上の端数処理について定めたものでございます。第五条については条文整備と、法第三章の補償及び福祉施設の規定のうち、第二十五条の補償の種類については本条例の第五条に定めており、第三十九条の二の端数処理については新しく第十三条の一で定め

でございますので、除こうとするものでございます。

第十八条第一項については審査会についてですが、より明文化するために改正するものでございます。第二十五条の二については、見出し中「一部負担金」を「費用の一部負担金」に条文整備したもので、同条第二項は通動による災害は使用者の支払い管理下でないということ、公務災害そのものでないという考えから、職員も受益者として費用の一部を負担することにより、負担の公平を行うこととしたもので、この際、補償がある場合もない場合も企業から変わって納付することができると定めようとするものでございます。

第二十三条は罰則の規定でございまして、法の改正によりまして罰金の額を一万円から二万円に引き上げようとするものでございます。

次に附則でございしますが、附則第二条の二三項と附則第二条の三四項については条文を整備するものでございます。附則第三条第四項及び第五項、並びに第四条の二第一と第二項の改正についても、いずれに条文の整備でございします。附則第五条第一項の改正は条文の整備と、関係法の改正に伴う表を改めたものでございます。附則第五条第二項については条文の整備と関係法の改正に基づきまして、表を改めようとするものでございます。

別表第二については、条文の整備を行うものでございます。

次に附則でございしますが、第一項につきましては施行期日を規定したもので、公布の日から施行いたそうとするものでございます。第二項は経過措置を定めたもので、改正後の条例の規定はこの条例の施行の日以後の公務災害、または通動による災害に対する補償からの適用とし、施行前の補償については従前のとおりとしようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十四号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 十一時十分まで休憩いたします。
午前 十時 五十八分 休憩

午前十一時 十分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十二 議案第十五号 福生市国民年金印紙購入基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第十五号 福生市国民年金印紙購入基金条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございしますが、国民年金保険料の額が毎年引き上げられたこと、加入対象者の増加などにより一ヵ月当たりの印紙購入額も五千万円を超える状況でありますので、国民年金印紙の売りさばき及び買い入れのための基金の額を二千万円に引き上げをお願いいたしたく、本条例を提案申し上げます。

でございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。第二条中「一千万円」を「二千万円」に改正しようとするものでございます。

次に附則といたしまして、施行期日は平成四年四月一日から施行しようとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして、議案第十五号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星人君） 日程第十三 議案第十六号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第十六号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は東京都の制度としてとり親の状態、または父、あるいは母が重度の障害である場合の義務教育終了前の児童、または二十歳未満で一定の障害を有する方に市の条例に基づきまして手当を支給しているものでございます。今回、児童福祉の向上の一環として都条例が改正されることに伴いまして、本条例の額及び支給対象児童の年齢を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。第三条第二号は用語の定義を規定しておりまして、「義務教育終了前」を「十八歳に達した日の属する年度の末日」「十八歳に達した日以後における最後の三月三十一日をいう」に改めようとするものでございます。

次に、第四条第一項第一号中「義務教育終了前」を「十八歳に達した日の属する年度の末日以前」に改めるものでございます。

次に、別表第二は支給する額を規定しておりまして、育成手当の月額「一一、〇〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、障害手当の月額「一三、〇〇〇円」を「一三、五〇〇円」にそれぞれ改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成四年四月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の福生市児童育成手当条例の規定は平成四年四月分の手当から適用いたします。同年三月以前の月分の手当はなお従前の例によるものでございます。

次に、支給対象児の年齢の引き上げにあっては、平成四年度から段階的に引き上げまして、平成六年度に本格実施が図られることから、十六歳に達した日の属する年度の末日以前の児童、高校一年生まで拡大し、昭和五十一年四月一日以後に生まれた児童が対象になるわけですが、すけれども、なるための読替え規定でございます。

次に、改正前から受給している対象児童のみなし規定でございます。

次に、対象となる児童が改正後の支給申請した場合における支給区分を規定したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第十六号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十四 議案第十七号 福生市福祉会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第十七号 福生市福祉会館条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

御案内のように、福祉会館は昭和四十五年七月一日に老人、心身障害者、母子等の福祉事業を行う施設と、学童保育事業を行う施設並びにホールや会議室など、コミュニティ施設の三つの要素を兼ね備えた複合施設で、開館以来今日まで火曜日を休業とする中で多くの市民に親しまれてまいりましたが、在宅福祉サービスの充実、強化を図るために社会福祉協議会が新たに有償家事援助サービスが七月一日から本格実施をまいりますことから、より一層市民並びに行政機関との運営及び連携を円滑化を図るために休業日を変更すべく、本条例を改正しようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。第六条各号に次のように改めるわけでございますが、前条第一号とは老人、心身障害者、母子等の福祉事業を行う施設と、前条第二号は学童保育事業を行う施設として規定しておりますので、今回、改正は第一号の施設の休業日を日曜日に改めるものでございます。

次に、ホール、会議室等の施設については従来どおり火曜日を休業日としております。したがしまして、一部休業日の変更はあるものの、会議室等につきましては利用方法は特に変化はございません。ただし、この改正によって会館内にある浴室の利用並びにバスの運行回数につきましては変更はありませんが、従来から水曜日から日曜日までを、月曜日から金曜日までとしたいと思っております。

附則といたしまして、この事業の施行期日は平成四年五月一日から施行しようとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第十七号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十五 議案第十八号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第十八号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は東京都の制度として、六十五歳以上の人で六ヵ月以上ねたきりの状態にある方が対象でありまして、市の条例に基づきまして手当を支給しているもので、今回老人福祉向上の一環といたしまして、この条例が改正されることに伴いまして本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。第三条中七十歳以上の方に支給する手当の月額「四万五千元」を「四万七千元」に、七十歳未満で所得基準以下の方に支給する手当の月額「三万七千五百円」を「三万九千元」に、また七十歳未満で所得基準を超える方及び都の重度心身障害者福祉手当受給者に対しましては月額「二万五千元」を「二万六千元」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成四年四月一日から施行し、経過措置といたしまして改正後の老人福祉手当条例の規定は平成四年四月分の手当から適用いたしまして、同年三月以前の月分の手当はなお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十八号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十八号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 日程第十六 議案第十九号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第十九号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は高齢者に対し敬老金を贈呈し、敬老と長寿を祝っておりますが、今回老人福祉向上の一環として敬老金の支給の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。第三条第一項中「五千元」を「七千元」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成四年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十九号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議あ

りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十七 議案第二十号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第二十号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

この制度は東京都の制度といたしまして身体障害者二級以上の方、精神薄弱者中度以上の方、あるいは脳性マヒ、または進行性筋萎縮症の方に対し、市の条例に基づきまして手当を支給しているもので、今回重度心身障害者の福祉の向上の一環として、都の条例が改正されることに伴いまして本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。第三条中月額「一万三千元」を「一万三千五百円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成四年四月一日から施行し、経過措置といたしまして改正後の重度心身障害者福祉手当の規定は平成四年四月分から適用いたします。同本年三月以前の月分の手当はなお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十八 議案第二十一号 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第二十一号 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は東京都の制度に準拠いたしました。市の条例に基づきまして手当を支給しているもので、市単独で支給する事業でございます。身体障害者三級、または四級の方に今回心身障害者の福祉の向上の一環といたしまして額を引き上げ、本条例を改正しようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。第三条中月額「五、〇〇〇円」これは三級の方でございますが、「六、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を、これは四級の方でございますけれども、「五、〇〇〇円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成四年四月一日から施行し、経過措置といたしまして改正後の心身

障害者福祉手当条例の規定は平成四年四月から適用いたしました。同年三月以前の月分の手当はなお従前の例によるものでございます。

以上、大変難解でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

○お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号は、厚生委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議案第二十二号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する

○議長（赤星行人君） 日程第十九 議案第二十二号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第二十二号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は東京都の疾病の種類に準拠いたしまして、市の条例に基づきまして手当を支給しているもので、市単独で支給する事業でございまして、今回特殊疾病患者の福祉の向上の一環といたしまして額を引

き上げようとするもので、本条例を改正しようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。第三条中月額「四千元」を「五千元」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成四年四月一日から施行し、経過措置といたしまして改正後の特殊疾病患者福祉手当条例の規定は平成四年四月から適用いたしまして、同年三月以前の月分の手当はなお従前の例によるものでございます。

以上、大変難解な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第二十二号は、厚生委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議案第二十三号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第二十三号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、助産費の改正につきましては、これまで国の奨励的補助金として国保助成に組み込まれておりましたが、現行の補助基準十三万円に対し全国の保険者から引き上げ要望も強く出され、また、平成四年度から政府管掌健康保険が二十四万円に引き上げられるなど、それらの理由からその補助基準を二十四万円に引き上げようとするものでございます。そして、その財政措置として国は助成割合を三分の一から三分の二に引き上げ、これを一般財源化し、地方交付税として交付することとされたものでございます。また、この改正に合わせまして既に厚生省令の改正によりまして、国民健康保険の適用除外の要件の中から日本国籍を有しないものが削除されておりますので、第三条の被保険者とする外国人の条項を削除させていただく本条例を御提案申し上げます。なお、本来ですと、条例提案と一緒に助産費の引上分につきまして予算計上しなければなりません、平成四年度政府予算の成立後に予算計上するよう都の指導もありますので、六月議会等で補正予算を計上させていただきたくお願いするものでございます。

助産費の総額につきましては、予測いたしますと、過去の実績から見ても件数は約百七十件といたしまして、二十四万円を掛けますと四千八十万円となります。したがって、当初予算に計上しております十三万円分の二千二百十万円の差額一千八百七十万円の補正となります。また、先食いをさせていただく関係から、四月から六月までの人員はおよそ四十二人、約四百六十二万円と想定しておるところでございます。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。最初に第三条を削除させていただくことですが、これは先ほど申し上げました厚生省令の改正による条文の整備をするものでございます。

次に第六条中助産費の「十三万円」を「二十四万円」に改正し、引き上げようとするものでございます。附則といたしまして、施行期日は平成四年四月一日から施行し、経過措置といたしまして改正後の福生市国民健康保険条例第六条第一項の規定は平成四年四月一日以降の被保険者の出産にかかるものから適用いたしました。同年三月三十一日以前の出産にかかるものについては、なお従前の例によるものでござい

ます。

以上、大変複雑な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

願ひ申し上げ、説明いたします。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十三号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（赤星人君） 日程第二十一 議案第二十四号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第二十四号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の改正は志茂公園を設置したことに伴い改正しようとするものでございます。敷地面積は八百七十九平方メートルで、防衛補助事業として実施いたし、この二月下旬をもって完成し、仮にオープンいたそうとしておるところでございます。